

掛川市農業委員会告示第1号

掛川市農業委員会規程（平成17年掛川市農業委員会告示第1号）の一部を次のように改正する。

平成25年3月25日

掛川市農業委員会
会長 相澤正純

第9条中「職名は」の次に「、主幹」を加える。

附 則

この告示は、平成25年4月1日から施行する。